

国民年金保険料免除の受付が7月から始まります

健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)

令和2年度の保険料納付額

承認免除区分	納付保険料 (月額)	受け取る年金額 の割合
免除なし (通常納付)	16,540円	全額
4分の1免除 (4分の3納付)	12,410円	8分の7
半額免除 (2分の1納付)	8,270円	8分の6
4分の3免除 (4分の1納付)	4,140円	8分の5
全額免除	0円	2分の1
納付猶予	0円	追納しないと 反映なし

国民年金の長い加入期間中には、病気やケガ、失業などの経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合もあります。そんなときには「国民年金保険料免除制度」をご利用ください。

※本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

※20歳から50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度もあります。

■免除期間と受付期間
令和2年7月～令和3年6月分は、令和2年7月1日(水)から受け付けます。

■受付場所
▽健康づくり課 国保年金係
▽山川支所 市民サービス係
▽高田支所 市民サービス係
▽大牟田年金事務所
(大牟田市大正町)

■持ちこたえもの
年金手帳、印鑑、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※離職票などが必要な場合があります。
※代理人による申請の場合、代理人の本人確認ができるものや委任状が必要です。

ご注意ください

①免除承認期間は、老齢基礎年金を受給するための資格期間に反映されません。また、障がいや死亡といった不慮の事態が起きたときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な期間にも反映されませんが、免除などの申請が遅れると、それらの年金が受けられない恐れがありますので、速やかに申請してください。

※承認された期間の保険料は10年以内に追納しないと、将来受け取る老齢基礎年金は減額され、一部免除は、免除後の保険料を納付しないと未納扱いとなります。

②失業者は離職票・雇用保険受給資格者証などの写しを添付することで、また、天災により被災した住宅・家財その他の財産についておおむね2分の1以上損害を受けた人は、り災証明などを添付することで、それぞれ特別に『所得なし』とみなすことができます。

※所得の審査対象者が市県民税未申告の場合、審査ができませんので、速やかに申告をしてください。

③申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除、納付猶予が承認された人(離職や天災が理由の場合は対象外)に限り、申請時に希望すること、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査にかかる「継続申請」ができます。

④学生の場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。

がまだす・みやま全力応援金

新型コロナウイルス感染症
みやま市支援策

みやま市独自の支援策を実施します。詳しくはホームページにも掲載しています。

プレミアム付商品券の発行 (プレミアム率 25%) 商工観光課 商工観光係 (Tel. 64-1523)

市内の消費活動を応援するため、プレミアム率25%付きの商品券を発行します。

■発行額 3億円 ■購入方法 はがき、インターネットによる事前申し込み後、抽選
■事前応募期間 7月1日(水)～7月20日(月)(必着) ■購入限度額 1人あたり5万円まで
■当選発表 7月27日(月)(予定) ■引き換え期間 8月1日(土)～8月14日(金)
■使用期間 8月1日(土)～12月31日(水)(5カ月間) ※引き換え期間終了後は当選無効となります。
※詳しくは世帯配布のチラシでご確認ください。

タクシーデリバリー利用を支援します 商工観光課 商工観光係 (Tel. 64-1523)

タクシーを利用したデリバリー(宅配)に対し、店舗から自宅までの料金の一部を補助します。

■補助の内容 タクシー料金の補助
片道3km未満の場合：利用者負担300円(通常900円)
片道3km以上の場合：利用者負担400円(通常1,200円)

■対象 市内への宅配を利用する人
■期間 7月1日(水)～9月30日(水) ※利用額が予算総額に達し次第、終了します。
■利用方法
①登録されている店舗に電話で注文します(登録店舗は、7/1に世帯配布しているチラシでご確認ください)。 ※注文の際に、「タクシーデリバリー支援制度を利用します」と伝えましょう。
②店舗からタクシー会社へ連絡が入り、タクシー会社が店舗で商品を受け取り、代金を支払います。
③注文した商品が自宅に届きます。配達料のタクシー会社へ商品代金と配達料金(利用者負担分)を支払います。



「新しい生活様式」に沿った店舗などの取り組みを支援します 商工観光課 商工観光係 (Tel. 64-1523)

衛生確保など、市内店舗や事務所で行う新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」に沿った取り組みに補助を行います。

■補助の内容 事業費の3分の2(上限10万円)
■対象 市内に店舗・事務所がある事業者が、令和2年4月14日以降に行った工事などで、令和3年1月31日までに完了するもの
■受付期間 7月1日(水)～令和3年2月26日(金) ※利用額が予算総額に達し次第、終了します。
■対象となる取り組み(工事等)の例 備品購入費、消耗品購入費、製作費、工事費 など

持続化給付加算金の申請を受け付けています 商工観光課 商工観光係 (Tel. 64-1523)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、国の「持続化給付金」や福岡県の「持続化緊急支援金」に上乗せする加算金一律10万円を給付します。
※休業等支援金(休業等にご協力いただいた事業者への10万円給付)の受け付けは終了しました。
※休業等支援金との重複申請はできません。
■受付期間 令和3年2月15日(月)まで(消印有効)